

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス・利用契約書

(介護保険)

_____ (以下「契約者という」と「千種会訪問看護ステーション」(以下「事業所」という)は、契約者が事業所から提供される訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、適切な在宅療養ができるように支援することを目的として、利用者が合意した居宅サービス計画(ケアプラン)及び訪問看護計画書・介護予防訪問計画書に沿って契約者の生活を援助し必要な看護を行います。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし契約期間満了の2日間前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師を派遣し、契約者に対して重要事項説明書に示されたサービスを提供するものとします。

第4条 (介護保険給付対象外サービス)

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、重要事項説明書に示されたサービスを提供するものとします。
2. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第5条 (サービスの実施)

1. サービスの実施は契約者の主治医の訪問看護指示書・介護予防訪問看護指示書に基づき行います。その指示書については主治医より文書料として料金が発生します。契約者と合意の上で作成した訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び居宅サービス計画(ケアプラン)に従って行うものとします。
契約者は第3条及び第4条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
2. 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業

者は訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

3. 契約者は、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、第3条及び第4条に定めるサービスについて、利用料金表に定める所定の料金を事業者支払うものとします。
介護保険が適用される契約者（要介護認定をうけている介護保険被保険者）は、所定料金の1割～3割をお支払いいただきます。
但し、介護保険の範囲を超えた分につきましては全額が契約者の負担となります。
2. 前項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。

◎ 自動お引き落とし（引落手数料は施設負担です）

お手持ちの銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行口座からお引落させていただきます。引落口座のお手続きをお願いします。

引落日：翌月 27 日

（ただし、27 日が土日祝の場合は翌営業日です）

第7条（利用の中止、変更、追加）

1. 契約者は、利用期日前において、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・申し出に対して、利用人員や訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を、契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

1. 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 契約者は前項の変更に同意できない場合には本契約を解除することができます。

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及び訪問看護師は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、契約者又はその家族から等の聴取・確認の上で訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを実施するものとします。
3. 事業者は、サービスの提供にあたって、常に契約者の主治医との連携を図り、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
4. 事業者は、契約者に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第10条（個人情報保護）

1. 事業所は、個人情報の保護の重要性を認識し、介護サービス提供の実施に当たっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。
2. 事業所は、利用者又はその家族の個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集するものとします。
3. 事業所は、利用者又はその家族の個人情報を取り扱うに当たっては、利用者又はその家族に対してその利用目的を明確にするとともに、個人情報の取り扱いに関する相談窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。
4. 事業所は、事業者に勤務する従業員に対して、在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとします。

第11条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事故の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

第10条に定める守秘義務に違反した場合もどうようします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条（損害賠償がなされない場合）

1. 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。
2. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知をもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
5. 契約者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事故の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 14 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - A) 契約者が死亡した場合
 - B) 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立と判定された場合
 - C) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - D) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - E) 第 15 条～第 17 条に基づき本契約が解除された場合
2. 事業者は、前項第 A 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 15 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - A) 第 8 条第 2 項により本契約を解約する場合
 - B) 契約者が、入院または介護保険施設に入所した場合

C)契約者に関わる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 16 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

A)事業者もしくはサービス従事者が理由無く本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合

B)事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合

C)事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

A)契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

B)契約者により第 6 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を催促にもかかわらずこれが支払われない場合

C)契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 18 条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の執行）

第 15 条～第 17 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 19 条（精算）

第 14 条第 1 項第 B 号～第 E 号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約後に精算するものとします。

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

【個人情報取り扱いについて】説明書（同意書）

1. 基本的事項

千種会訪問看護ステーション（以下、事業所という）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう）の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する医療・介護サービス実施に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

事業所は、医療・介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 事業所従業者の遵守

事業所は、事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

事業所は、医療・介護サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

事業所は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し、書面により同意されたものについてのみ利用します。

また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。

6. 利用目的

個人情報の利用目的は、次のとおりです。

（1）医療・介護関係事業所内部での利用目的

- ①医療・介護関係事業者等に提供する医療・介護サービス
- ②医療・介護保険事務
- ③医療・介護サービスの契約者に係る事業所等の管理業務のうち

- ・入退所等の管理
- ・会計・経理
- ・事故等の報告
- ・契約者の医療・介護サービスの向上

(2) 他の事業所等への情報提供

①事業所が契約者等に提供するサービスのうち

- ・契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関・居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・家族等への心身の状況説明

②医療・介護保険事務のうち

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの紹介の回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

②医療機関・介護保険事業所等において行われる学生の実習への協力

③行政機関・医療関係事業者・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(4) 法令上、医療・介護関係事業者が行うべき義務として

①サービス提供困難時の連絡、紹介等

②医療機関・居宅介護支援事業者等との連絡、紹介等

③契約者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④契約者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

①市町村による文書等提出等の要求への対応

②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応

③都道府県知事による立入検査等への対応

④市町村が行う契約者からの苦情に関する調査等への協力等

⑤自己発生時の市町村への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申し出があった場合は、その後の個人情報の取り扱いについて

は、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱うものとします。

8. 保有個人データの開示

事業所が保有する個人データについて本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聴いた上で速やかに開示等をするか否か等を決定します。

なお、開示等をしない場合はその理由を文書で通知します。

9. 苦情処理体制

個人情報利用の取り扱いに関して苦情・疑問・開示を希望される場合には、下記苦情受付担当者にお申し出ください。

苦情受付窓口	千種会訪問看護ステーション
苦情受付担当	管理者： <u>横内 知美</u>
受付電話番号	078-431-1881

令和 年 月 日

私は、本書面により【個人情報の取り扱いについて】の説明を受けました。

私（契約者及びその家族等）の個人情報については、その利用目的に対して説明の範囲内で使用する事について同意します。

上記の同意を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約者_____

代理人_____

(続柄： _____)